

指定管理者募集に係る質問と回答（秦野市カルチャーパーク及び秦野市立おおね公園）

No.	書類名	ページ	質問内容	回答
1	募集要項	P. 7	3 対象施設の概要に「(5) 対象施設における大規模修繕の予定」の記載がございますが、 ① 各改修に伴う休館・休場予定期間をわかる範囲でご教示ください。 ② 工事期間中の利用料金収入の遺失分の補てんの貴市の考え方をお示しください。	① 大規模修繕計画は現段階では予定であり時期や規模等が未定のため、実施前に指定管理者と調整し、なるべく負担のかからないように考えています。 ② 当初の計画がなく、不可抗力を伴うものでやむを得ず生じた場合については、協議事項となります。
2	募集要項	P. 14	14 申請書の提出の(4) 提出部数に「なお、第2次審査（プレゼンテーション）は匿名で実施するため、副本の作成に当たっては、社名及びロゴ並びに製品名等を記載しないでください。」の記載がございますが、 ① 対象は提出書類(1)～(15)すべてでしょうか。 ② 実績としての運営施設名称等は直接的に社名の記載がなければ、黒塗り等は不要との理解でよろしいでしょうか。	① 全ての提出書類が対象です。 ② 「地方公共団体における都市公園指定管理業務（5年間）」など、自治体名や固有施設名が特定できない表現としてください。
3	施設管理業務仕様書	P. 5	4 人員配置に「(3) それぞれの施設の責任者は専任とし、責任者を補佐する者及び実務を担当する職員については兼務を可とする。」とありますが、総合体育館事務所とカルチャーパーク管理事務所や、おおね公園管理事務所と温水プール棟など公園内で複数施設の責任者を兼務することは可能でしょうか。	仕様書のとおりとなります。 総合体育館、カルチャーパーク管理事務所及び秦野市立おおね公園の施設責任者を専任としています。 そのため、総合体育館とカルチャーパーク管理事務所は兼務できませんが、おおね公園は1名のみとなります。
4	カルチャーパーク樹木剪定業務仕様書		おおね公園には、このような樹木剪定の仕様書はありませんが、おおね公園の樹木管理につきましては市が行なうということの理解でよろしいでしょうか？	おおね公園の樹木剪定業務も指定管理者の対象となります。 ※ おおね公園管理委託業務仕様書（P5 第3章 おおね公園管理委託業務概要の1 業務内容等）
5	秦野市カルチャーパーク水泳プール開放管理業務仕様書	P. 4	5 一般開放期間の管理運営内容の(4) 水質検査に「オープン期間内に3回実施すること」とありますが、おおね公園・カルチャーパークじゃぶじゃぶ池の開放期間もプールと同様なので、水質検査も同数（開放期間中に3回）が良いと考えますが、いかがでしょうか。 ※ カルチャーパークじゃぶじゃぶ池ろ過装置保守点検業務仕様書内1ページ5点検周期に、始業点検時に1回、開放期間中に3回実施する。となっている。 ※ おおね公園じゃぶじゃぶ池等保守点検業務仕様書内2ページ (2) 点検内容・時期等に、ア始業点検時に1回、エ水質検査を3回実施する。となっている。	仕様書のとおりとなります。 カルチャーパーク及びおおね公園のじゃぶじゃぶ池は、始業点検時に1回、開放期間中に3回の水質検査を実施してください。

指定管理者募集に係る質問と回答（秦野市カルチャーパーク及び秦野市立おおね公園）

No.	書類名	ページ	質問内容	回答
6	おおね公園トレーニングルーム機器保守点検業務仕様書		既に故障し、修繕不可の機器が記載されておりますが、こちらにも保守点検が必要でしょうか。また今後市として機器の入れ替え・購入の計画はありますでしょうか。	市において順次更新を行う予定ですので、更新後は点検が必要となります。
7	おおね公園温水プール監視等管理運営業務仕様書	P. 1	1 総則に「(2) 指定管理者は、本業務を警備業法上警備業務として捉え、関係法令等の規定を遵守し～」とありますが、プール監視業務は、指定管理施設のため警備業法に該当しないと認識しております。該当しなくても警備業法に則って行なうということでしょうか？	認識のとおりとなります。しかし、指定管理者がプール監視業務を他社に委託する場合は、原則として警備業法上の警備業務に該当します。
8	おおね公園じゃぶじゃぶ池等保守点検業務	P. 2	(2) 点検内容・時期 について、仕様書では始業点検のみの実施、カルチャーパークじゃぶじゃぶ池ろ過装置保守点検業務では始業点検、中間点検（2回）、終業点検の計4回点検をすることになってはいますが、なぜ実施回数が違うのか、ご教示ください。	おおね公園とカルチャーパークでは、施設の構造等が異なるため、実施回数異なります。
9	施設管理業務仕様書	P. 24	別紙1（公園管理業務の内容）の2 おおね公園の維持管理業務に「(11) じゃぶじゃぶ池及び流れ滝の管理（清掃、ろ過装置保守点検、日除け施設）」とあります。この“清掃”というのは、日常清掃のことを指し示すものでしょうか。今期には流れ滝清掃業務と個別の仕様書があり、清掃対象として湧水枡・集水枡、マンホール内清掃と記載がありました。次期募集要項にはこの仕様書がないということは、この業務は実施しなくても良いということでしょうか。	仕様書のとおりとなります。じゃぶじゃぶ池及び流れ滝の管理業務については、枡の清掃を含む清掃業務、ろ過装置の保守点検及び日除け施設の設置等の管理業務となります。
10	募集要項	P. 7～8	3 対象施設の概要に「(5) 対象施設における大規模修繕の予定」とありますが、各修繕の実施期間について「令和〇〇年度」との記載がありますが、収支予測をするために、具体的な実施月をご教示いただけますでしょうか。また施設を閉館して行なう修繕はありますでしょうか。	大規模修繕計画は現段階では予定であり時期や規模等が未定のため、実施前に指定管理者と調整し、なるべく負担のかからないように考えています。

指定管理者募集に係る質問と回答（秦野市カルチャーパーク及び秦野市立おおね公園）

No.	書類名	ページ	質問内容	回答
11	おおね公園じゃぶじゃぶ池等保守点検業務仕様書	P.2	2 業務の内容の(3) 稼働期間に「※1：稼働期間は、天気、気温等により変更する場合があります」とありますが、この延長期間分の薬剤費・管理費（人件費）については、どのようにお考えなのか、ご教示いただけますでしょうか。	期間等が当初の想定を上回ったことによる経費の増加を含めた指定管理料の上限額を提示しています。 ※ 施設管理業務仕様書 P20 別表2（主なリスク分担表）の「管理運営の中断」の欄の「3 保守点検等の回数又はこれに要する期間等が当初の想定を上回ったことによる経費の増加によるもの」については、指定管理者となっています。
12	カルチャーパークじゃぶじゃぶ池等保守点検業務仕様書		おおね公園じゃぶじゃぶ池等保守点検業務仕様書のように、具体的な稼働期間が記載されていませんが、おおね公園と同様に「7月1日から9月第一日曜日まで」という認識でよろしいでしょうか。	原則として、7月1日から9月の第一日曜日までとなります。
13	おおね公園管理委託業務仕様書	P.1～2	第2章 業務内容の2 昼間管理業務の内容の(1) 勤務体制及び勤務日に「ウ ～市の指示により従事者を増員する。」、(2) 勤務時間等に「ウ ～別途市の指示により行う。」、第3章 おおね公園管理委託業務概要の1 業務内容等の(8) その他の軽作業に「ス その他、市が指示した軽作業」という内容の記載がありますが、こちらは指定管理者の判断で行うのではなく、秦野市から指示がある、という認識でよろしいでしょうか。	認識のとおりとなります。
14	おおね公園トレーニングルーム管理運営業務仕様書	P.2	6 業務内容の(1) トレーニングルームの管理業務に「オ 施設、設備、備品、器具の消毒、清掃を行う。」とありますが、消毒作業は必須でしょうか。	仕様書のとおりとなります。
15	おおね公園温水プール監視等管理運営業務仕様書	P.3	5 業務内容の(2) 日常業務に「コ 施設、設備、備品、器具の消毒、清掃を行う。」とありますが、消毒作業は必須でしょうか。	仕様書のとおりとなります。

指定管理者募集に係る質問と回答（秦野市カルチャーパーク及び秦野市立おおね公園）

No.	書類名	ページ	質問内容	回答
16	募集要項	P. 12	9 提出書類に「A4用紙両面10枚以内にまとめてください。」と注釈がございますが、表紙や目次を別途作成する場合、これらは規定の枚数には含まれないという認識でよろしいでしょうか。また、事業計画書の補足資料としてアンケート結果まとめなど別添資料として添付することは可能でしょうか	表紙及び目次の作成や、アンケート結果の添付は可能ですが、その場合においてもそれらを含めてA4用紙両面10枚以内にまとめてください。
17	募集要項	P. 9	4 指定管理者が行う業務の(3) キャッシュレス決済への対応に「OMOTANコインの加盟店換金手数料が指定管理者負担」が追加で記載されていますが、手数料は年間どれくらいが想定されますでしょうか。また当施設が今後はポイント還元施設となるのでしょうか。	OMOTANコインの利用金額に加盟店換金手数料率(2.42%)を乗じた金額となります。 なお、令和7年度実績から算出した場合は約5,000円となります。 また、今回の募集からOMOTANコインの加盟店となるため、ポイント還元施設となります。
18	募集要項	P. 10	指定管理者の責任ではない理由で休業期間が発生した場合、その間の休業補償については、どのようにお考えでしょうか。	当初の計画がなく、不可抗力を伴うものでやむを得ず生じてしまった場合については、協議事項となります。
19	募集要項	P. 10	人件費（最低賃金）の上昇や物価の高騰によって、当初の計画から乖離が生じた場合、年度の途中や次年度以降に、指定管理料の調整（物価スライドなど）についてご相談させていただくことは可能でしょうか。	今回の指定管理料の上限値については、指定管理期間の物価や光熱水費、人件費等の上昇率を見込んで算出しています。 しかし、不可抗力を伴うもので、当初の計画から大幅な乖離が生じた場合については、協議事項となります。
20	施設管理業務仕様書	P. 18	別表1（主な経費負担表）に「年間の修繕費は約1,600万円を見込んでいます」とのことですが、事業計画の収支を立てるにあたり、あらかじめ年間1,600万円（5年間で8,000万円）を費用として計上しておく、という認識でよろしいでしょうか。 また、修繕費が年間1,600万円を超えてしまった場合、その超過分はどのような扱いになりますでしょうか。 その際、あらためて協議をさせていただくことは可能でしょうか。	認識のとおりとなります。 単年度の超過分については、指定管理期間内における予算の範囲内（8,000万円）での調整となります。

指定管理者募集に係る質問と回答（秦野市カルチャーパーク及び秦野市立おおね公園）

No.	書類名	ページ	質問内容	回答
21	募集要項	P.8	公財) 日本スポーツ施設協会が標準耐用年数(期間)を超過した製品の修理対応について安全上の理由から修理終了を謳っています。当施設でも該当する器具が出てくると思われませんがそれに対してのお考えをご教示ください。	標準耐用年数が超過した製品については、市において順次更新を予定しております。
22	仕様書	P.2	野球場のグラウンド整備用の機材など大型の機械があると思いますが、その修繕も指定管理者負担になると思います。該当する機材の名称、数量、購入経過年数の一覧をご教示いただけますか。他にも公園管理用としてシルバー人材センターに貸し出している機材があればご教示をお願いします	カルチャパークの主な大型機械は、別紙1のとおりとなります。また、市からシルバー人材センターへ貸出している機材はありません。

別紙1 カルチャパークの主な大型機械

名称	メーカー	型式	台数	購入日(納入日)	使用場所	備考
スポーツトラクター	東興産業	MOX475A030151(2010年式)	1	不明	カルチャーパーク	リース物品
コートローラー	東興産業	AT43 EFR-RCR	1	H27.5月	野球場	リース物品
グラウンド整地機	共栄社	GR165	1	H12.3.15	野球場	